誓約書

大和市長 あて

エネルギー価格高騰対策中小企業支援金を申請するにあたり、次の事項について誓約し、事実誤認による申請と認識した場合又は虚偽や違反が発覚した場合には、交付された支援金を速やかに返還します。

- 1. 申請書の内容及び添付書類等に虚偽がないこと
- 2. 個人事業主にあっては、継続的に事業を営利目的で営み、自らの生計を立てるための主たる職業として商工業を営んでいること
- 3. 本支援金交付後も市の事業や調査等に協力する意思があること
- 4. 本支援金の申請後、3年以上本市で事業を継続する意思があること
- 5. 行っている事業に許認可等が必要な場合、その許認可等を取得していること
- 6. 市県民税等、納付期限が到来している税金に滞納がないこと(滞納があっても既に分割等で納付履行中の場合や分割納付誓約書を提出している場合を除く)
- 7. 政治活動又は宗教活動を目的とする者、公序良俗に反する営業を行う者でないこと
- 8. 法人にあっては、本補助金の審査に必要な範囲で、市税の課税情報と照合することに同意すること。 また、役員等が暴力団員でないことを市が神奈川県警察本部に照会を行うことに同意すること
- 9. 個人事業主にあっては、市税の課税情報と照合することに同意すること。また、本人が暴力団員でないことを市が神奈川県警察本部に照会を行うことに同意すること
- 10. 市又は事務局から事業内容の聞き取りや必要書類の提出又は再提出等を要請された場合、速やかに応じること
- 11. 中小企業基本法に定める中小企業者であり、かつ下記の①~③に該当しないこと
- ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

令和 年 月

日